















部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部	<p>1 備品の現物照合と点検記録様式の整備</p> <p>財務規則第243条において「財産管理者は、毎年3月31日現在においてその所管に属する備品の数量について、備品集計表を作成しなければならない。」と定められています。このため、財産管理者は、備品現物と備品原簿の照合を定期的に行う必要があります。</p> <p>その際、数の突き合わせや備品表示票の確認はもちろんのこと、当該備品の状態や使用状況等を確認し、必要により修繕や処分などの事務処理を行う必要があります。</p> <p>しかしながら、現物照合に用いる様式等がないため、各財産管理者において確認している内容に統一性がなく、備品管理上適切といえない事例が散見されました。</p> <p>現物照合においては、少なくとも「備品の有無」、「使用状況」、「修繕の要否」などを確認し、「点検者の氏名」、「照合日」、「財産管理者の最終確認」などを記載し、記録に残すことが必要と考えられますので、これら点検項目や記録様式等について定め、統一的な取扱いがなされるよう検討してください。</p> <p>なお、「備品に準ずる物品」についても、同様の観点から検討してください。</p>	財産活用課

部局等	監査委員の意見	所管課所
総務部 教育委員会	<p>1 職員宿舎の共同利用の促進</p> <p>松川高校が管理する元大島職員宿舎は平成9年2月に建築された比較的新しい施設ですが、入居率は50%と低く、他の高校でも同様の状況が散見されました。</p> <p>職員宿舎の入居状況は以下の表のとおりで、入居率は若干上昇していますが、戸数にして2割から3割近くが未入居となっており、特に学校や単独現地機関で管理している宿舎の入居率が低い状況にあります。</p> <p>以前から各財産管理者の判断により、異なる任命権者間の相互利用が可能な取扱いとなっていますが、そうした利用が促進されている状況にはなっていません。</p> <p>職員宿舎に関し「長野県ファシリティマネジメント基本方針」では、「管理事務の集約化や宿舎情報の一元化を進める。」、「任命権者ごとにそれぞれ管理している職員宿舎について共同利用計画を策定し、宿舎の有効利用を進める。」とされ、ワーキンググループによる検討が行われていますが、実際の運用が開始されるまでには、もうしばらく時間を要すると考えられます。</p> <p>当面の課題として共同利用を進めるためには、少なくとも各財産管理者が利用可能とする宿舎の情報が公開され、広く共有される必要がありますが、現時点ではそのような環境は整えられていません。</p> <p>情報ステーション長野の掲示板や内部事務総合システムなどに、所長宿舎なども含めた利用可能な施設について、任命権者ごとにまとめて情報を掲載し誰でも確認できるようにするなど、利用促進に向けて、ファシリティマネジメントの具体化までに、今できる取組について前向きに検討し、迅速に対応してください。</p>	職員課 保健厚生課